

社団法人 町田法人会報



パリに春がやってきた 三橋 國民 氏 画

平成7年.4月.No. **51**

恒常的、積極的な会員増強を…

——増強月間を振り返って——

組織委員長 木 口 正

町田法人会の全役員の方々はもちろんのこと、東京税理士会の先生方、大同生命等関係会社の御協力を賜わり、平成6年度も従来通り10月11月の2ヶ月間、“会員増強運動”を推進いたしました。この期間に各地区会（19地区）の役員の方々が地区組織をあげて活動に取り組んで頂き、相原地区会（田中地区会長）を筆頭に多くの地区会が目標を達成してくださいました。

本誌面をお借りし、御協力賜わった方々に厚く御礼を申し上げます。

近年の法人会の会員増強をみますと、全国的に不況を背景に、新設法人の減少、加入勧奨数の激減が続き、逆にこれまで会員であった企業の法人会からの退会等、法人会にとって極めて好ましくない状況が続いております。

当町田法人会も、間もなく設立45周年、社団化15周年を迎えるわけですが、今後も会にとって組織の充実強化は重要な課題であり、全組織をあげて、更なるご理解とご協力を賜

わり、恒常的に、かつ積極的に会員増強に努める必要があると思います。“増強月間”以外の月も未加入法人の加入勧奨を心がけ、加入率の維持向上に努めることを全役員の皆様をお願い申し上げます。

法人会は、戦後間もなく自主的な納税者団体として結成された会。今や全国の会員企業数が130万社に迫る勢いにあるなど、社会的にも影響力の大きい、内容の充実した組織に発展しております。町田法人会も4,300社の会員を擁する組織に成長しており、組織の拡充や、充実した活動、財政基盤の確立等は先輩諸兄のご努力の賜物であると思います。また法人会の役割も今後、経済構造の変化、経済取引の複雑化、国際化に伴い、質量両面にわたってますますその重要性が求められることと思います。

以上、組織委員長として増強への御協力の御礼と諸感を述べさせていただきました。ありがとうございました。

第15回 通常総会のご案内

月 日	平成7年5月22日(月)	場 所	ラポール千寿閣
第一部	記念講演会 午後2時より		
	「阪神大震災と東京周辺の地震災害」	講師/大月短期大学教授 田中 収先生	
第二部	通常総会 午後3時30分より		
議 案	第1号議案 平成6年度事業報告承認の件		
	第2号議案 平成6年度収支決算報告並びに監査報告承認の件		
	第3号議案 平成7年度事業計画(案)承認の件		
	第4号議案 平成7年度収支予算(案)承認の件		
	第5号議案 任期満了に伴う理事、監事選任の件		
第三部	懇 親 会 午後5時より		
	会費制 おひとり 3,000円 (当日頂きます)		

'95新春の集い開く

—阪神・淡路大震災に義援金—



前途多難を思わせる年明けとなりましたが、くじけずに希望をもって……

石井会長挨拶

会員のつめかける受付に、阪神・淡路大震災被災地への義援金箱が置かれた。同じフロアの少し離れたところで開かれている他の会合の受付にも義援金箱を置いてあるのが見える。思いも寄らぬ大地震から3週間たったいまも人々の胸には1月17日の衝撃がそのまま残っていた。

2月7日、ホテル ザ・エルシィ町田における'95新春の集いで、会長は先ず被災地へのお見舞を申しあげた。講師にお迎えした日債銀投資顧問株式会社専務取締役今井滋（キヨシ）氏の講演も大震災の話から始まった。

第2部の懇親会でも、春遠い被災者の人達に思いをはせながら、新年に向けての静かな語らいがつづいた。

(社)町田法人会

阪神・淡路大震災への義援金

新春の集いで募金	27,688円
理事・監事・顧問からの拠出等	300,000円
青年部会募金	46,656円
合 計	374,344円



法人会の皆さんの為にも景気の上昇を祈って
守屋町田税務署長ご挨拶



▲町田市に春を。寺田市長さん

▼集う人達に呼びかける。



憩いのひととき、明日のために
懇親会場



ことしも手をたずさえて——
小風都税事務所長さん



お互いの健康をよろこび合い、和やかに語らい
——とにかく、頑張ります——

今井 激氏 講演

「ことしの日本経済は大丈夫か」

——景気を読む三つのポイント——

日本人が素晴らしい才能を持っているから、世界でビジネスが成功したのです——



1. 阪神の大震災によって日本の景気は良くなるのか悪くなるのか

こんどの阪神大震災と1923年9月の関東大震災を比較すると、被害額は、

◎兵庫県の発表した被害額9兆5千億円。

◆関東大震災は当時のお金で55億円。いまの消費者物価に換算して8兆円。

こんどの被害の方が大きい。しかしこれをG N Pに対する比でみると、

◎阪神の方はG N P470兆円に対して2%。

◆関東は当時のG N Pの37%が灰になった。

国の富に対しては、

◎阪神が2～3%。◆関東が5%。

大変だと思うけど、数字でみるとウエイトとしては大したことはない。震災特需で好景気になるというのは嘘です。建設株が上っているが、あれは幻影です。

むしろ、船積みが止まった。新幹線も止まった。トラックだって大回りしなければいけない。それに皆さんだって奢侈品を買い控えているでしょう、

日本人の心情として。

住宅焼失。金融機関にとって担保物件が焼失したということは、不良債権が一挙に増えたことになります。

~~~~~  
情報を自分の目で見る。その為には、景気を予測する人の話を聞くだけでなく、その先生が去年の正月にどんな見とおしを言ったかふりかえること。数字を勉強すること。

ヒントとして申しあげたいのは、株の市場平均価格。それが景気を暗示する。92年8月の平均株価14,300円という大底が、93年10月



ご来賓は、国や都の税務行政に日々専念してご苦労されている幹部の方々

の景気の大底を1年2か月先見したことになります。そこで去年6月13日の平均株価21,550円が1年2か月後の景気を先見したとして、今年8・9月頃が山だとすると、その時平均株価は21,550円を抜けない。もし抜いたら、ことしの景気はいいぞと思ってください。

## 2. 北朝鮮と中国で、そのうちかなりの大騒ぎが起る。

韓国は北朝鮮と合併して連邦制度で朝鮮半島の統一をなしとげたいという希望を持っている。その資金の3分の1を日本が出すことで計画が決まっている。ところで合併した後の朝鮮半島は原爆を持っていて、日本はそれに屈して、そのかわり反朝鮮半島ムードが高



熱心な聴衆を前に、日頃聞けない話が続いた。

まるだろう。アメリカの議会でそういうことが議論されている。

中国では、農民の心をとらえるために、ここ5・6年間、前年の3割高で作物を買っている。こんな経営がつづくわけがない。

いまの首脳は商業の町上海の人だが、上海と政治の町北京とでは言葉も違う。上海の人が全中国を支配することはありません。

あと何年かで、何事かが起ります。

## 3. 日本と海外との接点である円の為替レートは100円台になるか90円台になるか。

クリントン大統領の再選は危いといわれている。もしダメだったら共和党からドール上院議員(74才)が1期だけ大統領になると考えてよい。それによってアメリカが日本に対してゴリ押しをしていた状況が変わります。円の為替レートは瞬間的には今の99円より上がるだろうが、来年・再来年には百とび台とか110円近辺になってもおかしくない。つまり円安であります。

私だったら外貨預金をやります。利回りとしては遙かによくなると思います。それから金が円高で安い。金を月掛けで少しずつ買っておくことを検討することをおすすめします。

地震が多くなっている。地震があればほかにドル安の原因がないかぎり円が安くなる。海外の通貨で持っている預金の方が有利です。

日本という国はダメではないという事を申しあげたい。

日本にバブルが起きたのは、それ以前に日本型システムが旨くいったから、国力がたまり、バブルが起きた。日本人が素晴らしい才能を持っていて、その才能があるから、世界でビジネスが成功したのです。

何年間か不況だからといって弱気になることは、ひとつもございません。(文責 事務局)

# 税務署からのお知らせ

## 阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱い

今回の阪神・淡路大震災（「災害」といいます。）に関して法人が支出する諸費用については、次のように取り扱われます。

### 被災した資産の修繕費用などの取扱い

#### ○ 災害損失特別勘定

災害により損壊等をした棚卸資産及び固定資産（「被災資産」といいます。）の修繕等のために災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれる費用については、その適正な見積額を、災害のあった日の属する事業年度（「被災事業年度」といいます。）において災害損失特別勘定として経理し、損金の額に算入することができます。

#### ○ 復旧費用

被災資産の被害前の効用を維持するための補強工事等に要した費用は、現行の取扱いにかかわらず、修繕費としてその全額を損金の額に算入することができます。

ただし、復旧することに代えて新規に資産を取得した場合又は特別の施設（被災資産の被災前の効用を維持するためのものは除きます。）を設置する場合に、その取得又は設置のために支出した金額は、その資産の取得価額となりますので注意してください。

#### ○ 損壊した賃貸資産等に係る複修費用

賃貸人である法人が補修義務のない賃貸建物等について原状回復のための補修を行った場合には、その補修費用について、修繕費としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、法人が補修義務のない販売又は賃貸をした資産について補修した場合も、同様に取扱われます。

（注） この取扱いにより修繕費とする補修費用は、災害損失特別勘定の繰入れの対象とはなりませんので注意してください。

#### ○ 災害復旧費用等の原価外処理

災害復旧費用等について適正な原価計算に基づいて原価外処理をしたときは、その処理が認められます。

○ 繰延資産の基因となった資産の補修費用

災害損失特別勘定への繰入額の損金算入等の取扱いは、繰延資産に係る他の者の有する固定資産について損壊等の被害があった場合にも適用されます。

**被災した取引先や従業員に対する見舞金などの取扱い**

○ 従業員に対して支出した災害見舞金

災害を受けた自己の役員又は使用人に一定の基準で支給した災害見舞金品で、その金額が社会通念上相当であるものは、福利厚生費としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、法人が自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請先の役員又は使用人や特約店のセールスマンに対して支給する災害見舞金品についても、同様に取り扱われます。

○ 取引先に対して支出した災害見舞金等

災害を受けた特約店、得意先、下請先等の取引先との従前の取引関係を維持・回復するため、その取引先の復旧過程で災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務の提供を行った場合には、そのために要した費用は、交際費等以外の費用としてその全額を損金の額に算入することができます。

(注) 取引先は、その受領した災害見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額について、益金の額に算入することになりますので注意してください。

ただし、受領後直ちに福利厚生の一環として、被災した役員又は使用人に供与する物品や少額の減価償却資産（法人税法施行令第133条に定められている取得価額が20万円未満のものをいいます。）については、この限りではありません。

○ 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出した分担金等

同業団体等の構成員が、災害等により事業用資産に損失が生じた場合に構成員相互の扶助をすることとされている規約等（災害の発生を機に新たに定めたものを含みます。）に基づき、その団体の構成員である被災者に対する見舞金に充てるために団体から賦課され、団体に拠出した分担金等は、寄附金以外の費用としてその全額を損金の額に算入することができます。

なお、規約等を定める前に既に災害見舞金の拠出をしている場合に、その拠出した災害見舞金の全部又は一部が新たに定めた規約等に適合するときは、その適合する範囲内で損金算入が認められます。

○ 取引先に対する売掛金の免除等

災害を受けた取引先に対して、その取引先の復旧過程で復旧支援を目的として、売掛金、未収請負金、貸付金等の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失は

交際費等又は寄附金以外の費用（売上値引等）としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、既に契約済のリース料、貸付金利息、割賦代金の減免や災害発生後の取引について従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

○ 取引先に対する低利又は無利息による融資

災害を受けた取引先に対して、その取引先の復旧過程で復旧支援を目的として低利又は無利息による融資をした場合には、その融資は正常な取引条件に従って行われたものとして寄附金として取り扱われません。

○ 自社の製品等の被災者に対する提供

多数の被災者に対して自社の製品の供与や役務の提供をするために要した費用は、広告宣伝費に準ずるものとしてその全額を損金の額に算入することができます。

○ 被災者用仮設住宅の設置費用

被災者の住居として一時的に使用する仮設住宅用の資材の取得等をして仮設住宅を設置した場合には、その仮設住宅の組立て・設置のために要した費用について、居住時にその全額を損金の額に算入することができます。

なお、取得等をした仮設住宅用資材については、これを反復して使用する場合には通常の例により償却することになりますが、被災者の住宅のためにのみ使用することとしている場合には住宅に使用すると見込まれる期間を基礎として償却をすることができます。

## 義 援 金 の 取 扱 い

○ 法人が次の者に義援金を支出した場合は、国等に対する寄附金として全額損金の額に算入することができます。

住宅焼失、金融機関にとって担保物件が焼失したということは、不良債権が一挙に増えたこととなります。

③ 中央共同募金会、都道府県共同募金会

○ 同業団体等が全国の会員（法人）から義援金を募り、その義援金を一括して上記①～③に支出した場合、会員である法人の支出した義援金は、国等に対する寄附金として全額損金の額に算入することができます。

なお、この場合同業団体等の募金要綱等に義援金の受入者が上記①～③であり、募金後これらの者に採納等されていることが確認できるなど、一定の要件を備えていなければなりません。

## 地区会活動報告

# 童心にかえった研修会でした

法人会の活性化は地区会の活性化を措いてはあり得ない。これが町田法人会で常に言い交わされている言葉です。地区会はそれぞれが自主性をもって事業を企画することのできる強力な組織になっています。

税務研修、懇談会、ボウリング大会、ゴルフコンペ等々、地区ごとにその地域の要請をうけて、役員さんが想を練って実施しているが、ここに脚光を浴びてきたものに「バス研」がある。バス見学研修会は車中で学習ができ、行く先々で見聞を広め、旅を楽しめる。親睦も深まる。それに本部からバス代の補助がでるから助かる。

平成6年度には、延べ14地区会が実施、300を超える会員が参加しました。

小山地区会総務委員 中 島 国 男



楽しい研修旅行の記念に  
全員揃って  
八景島シーパラダイスで

懸案の相原小山地区バス研修会は「八景島シーパラダイスと三崎城ヶ島」のコースで3月8日（水）実施した。

企画が良かった為か、当初心配された応募者は予想に反し、満員札止めの状態で後半の方は割愛させていただいた。天候も会員の熱意が通じたのか、素晴らしい好天に恵まれ上々のスタート。町田駅前で西本第1統括官、根本上席指導官の両氏が乗車されて早速研修に入り、現地到着迄に終了。あとはツアームードを満喫する事になった。

八景島は汐風に多少の冷たさは残っていたが日差しはやわらかく心地良かった。童心に帰りイルカショー等を見学する。スケールの大きな人魚一体となつてのダイナミックな動きに何回となく手に汗を握った。水族館の中

もユニークだ。海中散歩を連想する様な水中のトンネル。色鮮やかな魚群が遊泳する中に居ると時間の経つのも忘れてしまい、あつと言う間に出発時間となる。バスは南下して程なく三崎市塚前の食事処に到着である。

見物も良いが食事も又最大の楽しみの一つである。特に今回の目玉はかぶと焼きである。三崎とあつて料理は鮮度抜群。何を食べてもおいしい。つい食べすぎて満腹に近い頃、いよいよ主役の登場である。見事なかぶと（鮪の頭）がふたつ運び込まれた。眺めるだけでも充分であったが、これを食べずして本日は語れないと言うわけで無理して頂いた。

城ヶ島で小休止後、帰路につく帰りのビデオはコースにちなんで「釣りバカシリーズ」丁度終わる頃、町田に帰着した。

# “楽しく”“おいしい”1日でした

鶴川第3地区会支部長 村松 稠 敏

3月10日(金) 参加者37名。鶴川第1、第2、第3地区会の合同バス研修会を開催しました。当日はあいにくの雨、それでも参加者37名を乗せたバスは午前8時10分鶴川を出発、小雨にけむる東名高速道路を一路沼津へ……。

車中では、西本第1統括官のご挨拶、そして根本上席指導官の税金クイズ、成績上位12名様に賞品を進呈、ビデオ「どうなるの相続

税」を放映、たっぷり1時間10分税務研修を行ないました。

三島で「わさび工場」を見学し、うなぎ料理の「うなよし」で昼食、ここのうなぎの蒲焼はほんとうに美味かった！！

韮山の反射炉を見学して本日の目的??? 「いちご狩」。食後のデザート、持ち時間30分、おいしいいちごをお腹いっぱい食べて帰路の途中、「さかなセンター」にておみやげを買い、ジャンケンゲームの景品「いちご」を手に午後6時30分散会しました。天気“雨”以外はすべて順調、交通渋滞もなく“たのしく”“おいしい”1日でした。

西本第1統括官、根本上席指導官、お世話になりました。



▲ほら、こんな大きなイチゴがほんと、おいしそう



▶根本上席さん、クイズの回答「皆さん、いかがでしたか」

## 南地区合同研修会報告

成瀬地区会会長 八木 正 雄

垣いちご食べ放題のバス研修を開催。

参加者 バス2台で83名。

3月1日、南3地区会成瀬、小川・つくし野、鶴間地区合同で、日本平久能山散策と石

当日は朝から大雪により一部の交通機関に不通のニュースがあり心配をされたが、町田税務署の西本第1統括官、根本上席指導官の両名様の講師により、車中で有意義な研修を

することが出来ました。役員一同を代表して心よりお礼を申し上げます。

詳細は小川・つくし野地区会の簀本さんの報告をご覧ください。

## 駿河路へイチゴをもとめて研修会

小川・つくし野地区会 簀本 隆

夜来の雨が雪に変わり大雪の朝を迎えた。積雪に弱い都会の人、出足を心配した。しかし、集合場所に全員定刻集合、ただ待てどもバスが来ない。この雪で渋滞に巻き込まれ約20分程遅れて車中の人となった。

小川・つくし野、鶴間の2地区は2号車、総勢44名は東名高速を一路南下、足柄SAで成瀬地区の1号車に合流、研修の旅、清水へと向かった。御殿場を過ぎた頃には、今朝の雪の面影すら見えない好天気になった。清水ICを降り、清水次郎長ゆかりの菩提寺梅蔭寺に到着。大政、小政、おてふの墓碑、その真中に山本長五郎（通称清水の次郎長）の墓前に手を合わせ、遺物館を見学、暫し往時を偲んだ。

2000年の歴史と豊かな自然環境から生まれた味覚をもつ

お茶、桜海老、緑の芽吹く早春の静岡、日本平から駿河湾を一望しながらロープウェーで海拔219メートルの久能山へ、今回は時間の関係で東照宮への参拝は割愛し、イチゴ畑へ千余段の石段を駆け降り、その頃には昼食も程よく消化され食後のデザートに恰好、久能海岸沿いや国道150号線周辺に立ち並ぶビニールハウスは、石垣イチゴの栽培である。



▲成瀬地区会の皆さん



景観と味覚を満喫して——

◀小川・つくし野、鶴間各地区会の皆さん

石垣イチゴは静岡名産の一つで、ほどよい酸味と甘味で人気が高い。

さて、食後のデザートにビタミンCの豊富な新鮮な天の恵みを満喫した後は、夕餉の支度を気にしながら「しずおか鮮魚センター」での財布の紐を緩めた。いよいよ研修の時間だ、眠る暇さえ無い。根本上席指導官の出す税金クイズ、所要時間20分20問スタートの掛け声と共に静まりかえる。(試験場の様な眼差しで取り組んでいる。) 答案用紙は隣の人と交換、一問一問解説をつけ解答合わせ。

最高17問正解、平均12問と成績は合格点を取る好成績。会長の心遣いの用意した賞品が不足。最後は同点者ジャンケンで賞品をわけける程の成績に根本上席指導官も脱帽。これも、

日頃の良識ある企業経営者の集まりだけある法人会員が幅広く税や経営の知識を身に付けて居たものが如実に現われた結果であった。

学生時代の試験を思い出し、真剣にクイズに取り組んだ後は、肩の凝りをほぐすビンゴゲームで時の経つのも忘れ、ふとノ目を外に向ければ、もう横浜ICであった。

最後になりましたが、終始司会を担当して頂いた、ケーユー(株)専務井上氏のユーモアに溢れた名司会に、車中の笑い声が絶えることなく、一同に代わりまして厚く御礼を申し上げます。次回の研修の希望を募り全員無事家路に就きました。役員一同ご協力頂きましたことに厚くお礼申し上げます。

## ことしも初日に確定申告の法人会員 婦人部会は恒例の甘酒サービスコーナー



いやー、あったまった。  
今年も好評の甘酒サービス



福島幸雄さんと署長さん、副署長さん  
そして地域社会に貢献する法人会の人達

所得税確定申告初日の2月16日、昨年は雪のちらつく寒い空の下だった。ことしは暖かい。法人会員は朝9時に一斉に集った。

折から、元NHKスポーツアナウンサーの福島幸雄さんも早朝申告を終えて、わが婦人部会の甘酒サービスコーナーに立ち寄っていただいた。

ことしの確定申告は、大型特別減税の年とあって、納税者の好調な出足も予想され、税務署さんもこれを迎える準備おさおさ怠りなしとか。

おだやかな天気にもめぐまれて、署の窓口も甘酒コーナーのテントもめまぐるしい一日を過ぎた。



## 税法上の交際費等は広い！

社 長 先生、前々回の説明で資本金5,000万円以下の中小法人の交際費等については、平成6年4月1日開始事業年度から定額控除枠以下の金額についても10%相当額が損金（経費）にならないと教わりましたが、交際費等にはどんな費用が含まれるのですか。

税理士 そうですね。税法上の交際費等とは、『交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの』で、次に掲げる費用を除いたものとされています。

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ② カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- ③ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- ④ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

社 長 先生、例えば残業の後で従業員と居酒屋で一杯飲んだ費用も交際費等になるのですか。

税理士 もちろん、交際費等になりますね。交際費等の支出の相手方は、直接その会社の営む事業に取引関係のある者だけでなく、間接にその会社の利害に関係ある者及びその会社の役員、従業員、株主等も含まれます。

社 長 先生、それでは得意先、仕入先等との商談や打合せの際に、コーヒー、茶菓子、弁当等を出した場合、その費用は交際費等になるのですか。

税理士 いいえ、交際費等にはなりません。商談や打合せも会議に含まれますし、社内又は通常会議を行う場所において、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等であれば、会議費として交際費等から除かれます。

社 長 なるほど、よくわかりました。

税理士 それでは、もう少し詳しく説明しましょう。

## 他科目交際費等の判定表

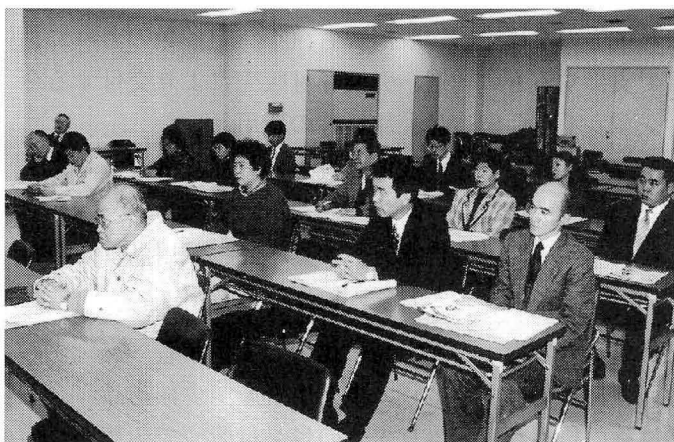
| 勘定科目                    | 税法上の交際費等（例示）                                                                                                                                                                                                                                  | 交際費等に含まれない費用（例示）                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福利厚生費                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○記念行事における宴会、記念品等の費用で主として右以外のもの</li> <li>○得意先・仕入先への慶弔費用</li> <li>○特定従業員だけの忘年会等費用</li> </ul>                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員慰安の運動会・旅行等費用</li> <li>○社内行事において従業員に一律に供与される飲食費用</li> <li>○従業員に一定の基準で支給される慶弔・禍福・表彰の費用</li> </ul>                                                                                                                                                                |
| 旅費交通費                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○接待等のためのハイヤー、タクシー代</li> </ul>                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○展示会・工場見学への招待費用（交通費・食費・宿泊代等）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| 広告宣伝費                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○右以外の金品の交付、旅行等の費用</li> <li>○会社の記念行事における宴会費等</li> <li>○総会屋等に対し、総会対策等のため広告料、購読料の名目で支出するもの</li> </ul>                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○カレンダー、手帳等の多数の者に宣伝を意図して交付する少額物品</li> <li>○一般消費者（不特定多数の者）に抽選、引換券付販売により交付する金品、旅行等の費用</li> <li>○一般消費者への景品、試飲、モニター謝礼等の費用</li> <li>○得意先への見本品、試用品、商慣行としての模型等の費用</li> </ul>                                                                                               |
| 販売促進費<br>売上割戻し          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○売上高等に比例して交付するものであっても、右以外のもの、あるいは旅行等への招待費用又はその負担額として交付するもの</li> </ul>                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○売上高に比例して事業者へ交付する金銭・事業用資産・少額物品</li> <li>○得意先への景品付販売で少額かつ種類及び金額の確認ができるもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| 支払手数料<br>会議費<br>会費<br>等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○相手方の従業員に対するもの（原則）</li> <li>○取引の謝礼等として交付する金品の費用</li> <li>○談合金その他これに類する費用<br/>総会対策費、住民対策等のための旅行招待、酒食提供費等</li> <li>○ゴルフクラブの年会費、プレー代、ロッカー料や社交団体の入会金、会費等</li> <li>○ロータリークラブ及びライオンズクラブの入会金又は経年会費</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○特約店等の従業員に対し、その者の外交販売高に応じてあらかじめ明らかにされている基準により交付する金品</li> <li>○取扱高等契約に基づくセールスマンに対する手数料等</li> <li>○特約店等のセールスマンの慰安のための運動会、演芸会、旅行等のため通常要する費用</li> <li>○特約店等のセールスマンの慶弔、禍福に対し、一定の基準により交付する費用</li> <li>○会議に関連した茶菓子・弁当・飲食等の費用（社内又は通常会議を行う場所において、通常供与される昼食程度のもの）</li> </ul> |

## 税務研修会「サラリーマンの確定申告」

2月13日午後1時30分から、八千代銀行町田支店5階会議室で、所得税確定申告のための研修会を開きました。テーマは「サラリーマンの確定申告」

町田税務署秋元副署長ご挨拶のあと、個人

課税第4部門繁田統括官を講師として分かり易い説明とビデオ「平成6年分給与所得者の還付申告書（医療費控除・住宅取得等特別除）等の書き方」で研修。充実した2時間でした。参加人員 21名。



▲やさしくて親切な講師  
繁田統括官と藤田統括官

◀聞いて得する会場の皆さん

## 婦人部会新年会に参加して

新年にふさわしくおだやかな1月13日、婦人部会の新年会が東京トロンにて行なわれました。第1部のおしゃれ教室 Part II では、おなじみの堀口先生の親しみのあるお話に、楽しく女心をかきたてられ、普段おしゃれに縁遠い私達もカラーによる性格占いに、成程と思いあたるのが沢山ありました。今年のお洒落は一つポイントをつける事、自分らしく!! それによって5才から10才位若返る工夫をすると良いとのお話でした。いよいよ宴会となり、これ又どんな方法で調理されてい

婦人部会幹事 北村好江・中島弥生  
いるのか解らないフランス料理の数々に箸を迷わせ、ビールに酔って日頃のつかれも抜けました。

“和やかに酒飲みかわす新年会”

その後町田税務署副署長さん、統括官さん、指導官さんのご挨拶がありました。社会情勢の中、価格破壊が進んでいる昨今ですが、しっかりと足元を見つめてがんばりたいと思います。

その後、部会員の皆さんに参加して頂き、手品や色々なゲームを楽しみました。参加者

にはお花、その他多数の品々が配られました。

“場内に花の香あふれる新年会”

最後に署の方々の素晴らしいのどを聞かせて頂き、新春の楽しい1日を過させて頂きました。

「皆さん、おしゃれは良いことですよ」と堀口先生



## 春まっさかり房総の旅に参加して

婦人部会 武 藤 幸

春一番の風に誘われ、降ったり止んだりの雨の中、バスは予定10分遅れて出発した。

統括官西本様、上席指導官根本様、青年部会役員の方々、男性諸氏のご参加で車内は和気藹藹。堂に入った堤部会長のユーモアを交えたご挨拶とご紹介、楽しい雰囲気の中、いつもの「税金クイズ」で研修会。今回は20問を20分じっくり頭をひねり、とても面白く、よく考えたのに、私の正解は11問だけ。

ガソリンの代金に、消費税の外1ℓ当り54円の（揮発油税と地方道路税）がかかる。毎日車を運転しているのに知らなかった。

続いてビデオで研修、「メイコとあなたの税ミナール」より“高齢化社会と税”ほか。

久里浜港より心地よく？揺れたフェリーで金谷港に到着。本日のハイライト菱川師宜記念館へ向う。途中沿道に師宜の記念碑と生家

をバスより見る。ほどなく記念館に到着した。想像していたより素晴らしい建物で、庭園に有名な「見返り美人」の等身大より大きなブロンズ像がひときわ目を引き、晴天ならここをバックに記念写真を一枚という所でしょう。館内をゆっくり見学。元禄時代に菱川一派が隆盛を極めた様子や、江戸庶民芸術を代表する浮世絵・見返り美人の原画との出会いに、一入の感激だった。

昼食は民宿で魚料理。鯛や鰯の生作りの舟盛に笠子の煮付など。皆大喜びで平らげ食後のピンクのお茶はピワ茶と伺い、認識をあらたにする。そこから徒歩でポピー狩に向う。苺やみかん狩はよく行くが、花狩は初めて。自分で5本摘んだ人には15本束がおまけ、10



▲みんなたいらげちゃいましょう

◀どちらが花？



本摘んだ人には5本のおまけとのこと。面白い計算だ。新鮮なポピー20本にストックを購入し、彼岸の墓参に供えよう。名物落花生や、

干物等沢山のお土産を抱え、満足気な皆様でした。持ち帰ったポピーが見事に開き、房総の旅を思い出しております。

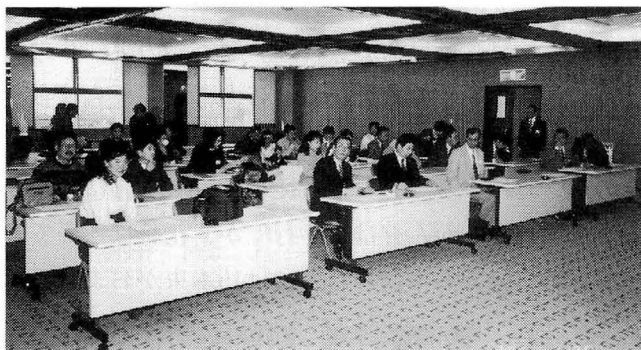
## 部会だより

## 青年部会

# 「アマダ商法」に学んだ研修会

「長い冬（不況）を乗り越え、早速気持ちは春満開」——『アマダ商法』に学び、冬の味覚まで満喫できる超お得な一日を皆様へ——というユニークなフレーズで募集した今回の見学研修会でしたが、1月28日、参加者40名を乗せて東急前より出発。

今回は署から2名と、婦人部会長はじめ数名の婦人部会員の方も参加して下さい、和やかな雰囲気の中、渋滞も全くなく、予定よりも30分も早く「アマダ」に到着。



「水から学ぶ商法」とは、あなたの為の商法です

大小の様々な機械が並ぶ中、ロボット・レーザー・ワイヤーカットによる切削などは目を見張るものがありました。その後、今回メインとなっていた(株)アマダ監査役中村清一氏による講演を伺いました。中村氏は玉川学園に在住し、現在は(株)富士野ゴルフ倶楽部代表取締役社長として活躍なさっているそうです。

演題でありました「水から学ぶ商法」…経

青年部会幹事 村野みちる

営の原点を探る…という事から、アマダの社訓となっている「水五訓」についての話は、大変興味深く「指示待ち人間は駄目である。まず行動」など心に残る言葉が数多くあり、「お客様がもうかる様に常に考え、アフターサービス、地域密着型を徹底し、現在のアマダがあるという事でした。

あっという間の90分で機会があればお話し続きを伺いたいという声があちこちで聞こえました。

アマダを後に、ノリタケ工場見学、ショッピングから飯山温泉「元湯旅館」へ出発。ゆっくりと温泉に入った後、おいしい食事をいただきながら、税金ゲームの結果発表の景品を受け取ったりと、とても楽しいひとときでした。

又、バスの車中、部会長の一言により阪神大震災の義援金を募ったところ皆心良く応じて下さり、新聞社を通して送らせていただきました。本当に皆の暖かい心に触れることができ、楽しく有意義な一日を過ごすことができました。次回も又、より良い研修会を計画する事と思います。皆様是非ご参加下さい。

# 厚生委員会よりお知らせ

## 第2回新春ボウリング大会開催

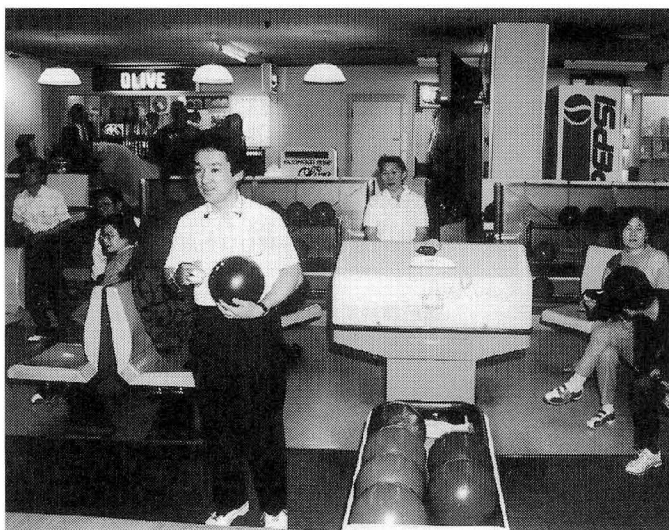
厚生委員長 加藤 史朗

厚生委員会主催の新春ボウリング大会を1月26日午後6時から開催。町田ボウリングセンターに集合した40人が熱戦を繰り広げた。

ゲームは2ゲームトータルスコアで男女30点差のハンデ戦で、岩渕英子さん（芙蓉病院）が総得点363点で優勝。準優勝はハイゲーム

190点の高橋宏明さん（杉本屋酒店）。

賞品はラジオ付照明器具、ステンレスボトル等非常用の防災用品を揃えたほか、会長賞、厚生委員長賞、総務委員長賞などが提供されて、もれなく全員に行き渡った。



ことしの運勢を占うゲーム、開始！



いい年、優勝。岩渕英子さん

### 事業主の皆さん！

### 社員教育の費用に助成金制度があります

雇用保険適用事業主が社員教育を実施した場合、事業主が負担した受講料や受講中の賃金などに対して生涯能力開発給付金が支給されます。

対象経費に対する助成率は大企業では概ね1/4、中小企業では概ね1/3です。

この給付金を受けるためには毎年4月から6月の間に年間の教育訓練計画を事業内職業能力開発計画届に記載し管轄の高等職業技術専門校に提出しておく必要があります。

詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

東京都立立川高等職業技術専門校 給付金担当

〒190 立川市羽衣町3-29-26

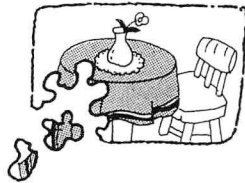
☎ 0425(22) 6 1 5 1

# 税制委員会よりお知らせ

## 平成7年度税制改正 政府の基本方針決まる

税制委員長 野 川 清

政府は、さる1月13日の閣議で平成7年度の税制改正の要綱を決定しました。7年度の税制改正は、昨年11月25日に所得税・住民税の減税と消費税率の引上げ等を内容とする税制改革関連法が国会で成立していたこともあって小幅なものにとどまっています。7年度税制改正とさきの国会で決定した税制改革の主な内容は次のとおりです。



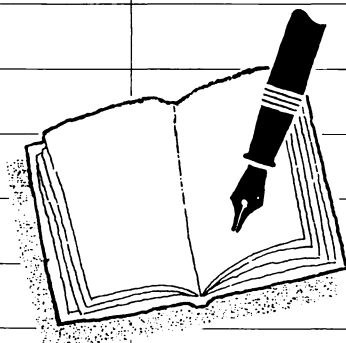
### 国税関係

| 税目および項目     | 現 行                                                                                                                               | 改 正 案                                                                                                    | 備 考                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得税<br>特別減税 | 94年分の所得税を一律20%の定率税額控除方式により減税。94年度分の住民税についても同様。所得税は納税者一人当たり200万円。住民税は同20万円が上限。                                                     | 95年分の所得税を一律15%の定率税額控除方式により減税。95年度分の住民税についても同様。所得税は納税者一人当たり5万円。住民税は同2万円が上限。                               | 給与所得者の場合、所得税について1～6月分は夏の賞与や6月の給与で、7～12月分は年末調整で還付される。住民税については、6月分が徴収されず、年間税額の85%が残り11カ月で分割徴収される。 |
| 制度減税        | 累進構造<br>(税率) (適用課税所得)<br>10% 300万円以下の金額<br>20% 600 //<br>30% 1000 //<br>40% 2000 //<br>50% 2000万円超の金額                             | 累進構造の緩和<br>(税率) (適用課税所得)<br>10% 330万円以下の金額<br>20% 900 //<br>30% 1800 //<br>40% 3000 //<br>50% 3000万円超の金額 | 中堅所得者を中心に個人所得課税の重税感を緩和する効果をねらう。今回の改正により大部分の給与所得者にとって生涯を通じて適用される限界税率が10～20%で済むような税率構造となる。        |
|             | 人的控除<br>基礎控除 35万円<br>配偶者控除 35万円<br>(老人控除対象配偶者に係るもの 45万円)<br>配偶者特別控除 35万円<br>扶養控除 35万円<br>(老人扶養親族に係るもの 45万円)<br>(特定扶養親族に係るもの 50万円) | 人的控除の引上げ<br>同左 38万円<br>// 38万円<br>(// 48万円)<br>// 38万円<br>// 38万円<br>(// 48万円)<br>(// 53万円)              | 低所得者層に対する配慮として、課税最低限(配偶者と子供2人の場合327.7万円→353.9万円)の引き上げが図られる。                                     |
|             | 給与所得控除(給与収入600万円以下の控除率)<br>給与収入 控除率<br>165万円まで 40%<br>330万円まで 30%<br>600万円まで 20%                                                  | 同左(同左)<br>給与収入 控除率<br>180万円まで 40%<br>360万円まで 30%<br>660万円まで 20%                                          |                                                                                                 |
|             | 給与所得者の年末調整の対象となる給与収入の限度額および確定申告を要しない給与収入の限度額…1500万円                                                                               | 同左<br>…2000万円                                                                                            | 昭和59年度の改正で確定申告すべき年収が1500万円超となつて以来11年が経過し、所得水準の上昇とそれにとまなう事務負担の増加に対処するための措置。                      |
|             | 源泉徴収を要しない公的年金等の限度額<br>年齢65歳以上 175万円<br>年齢65歳未満 105万円                                                                              | 同左<br>年齢65歳以上 178万円<br>年齢65歳未満 108万円                                                                     | 人的控除の引き上げにともなう措置。                                                                               |
|             | 勤労学生控除の適用を受けるための所得限度額…62万円                                                                                                        | 同左<br>…65万円                                                                                              |                                                                                                 |



| 税目および項目                           | 現 行                                                                                                                                                            | 改 正 案                                                                           | 備 考                                                                |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 所得税<br>懸賞金品への課税                   | —                                                                                                                                                              | 懸賞金付き定期預金等の懸賞金品等について、利子課税と同様に20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉分離課税の対象となる。               | 所得税法、租税特別措置法で規定されている金融類似商品（一時払い養老保険の配当等）と同様に取り扱われる。平成7年4月1日以後の預入等。 |
| 土地・住宅税制<br>譲渡所得税                  | 長期保有土地（保有期間5年超）<br>譲渡益の大小に係らず国税・地方税合計で一律39%（所得税30%、住民税9%）課税。                                                                                                   | 同左（同左）<br>4000万円以下の部分の譲渡益には国税・地方税合計で32.5%（所得税25%、住民税7.5%）課税。                    | 平成7年1月1日以降の取引に適用。                                                  |
| 地価税                               | 土地等の価額<br>課税時期における時価（路線価）で評価                                                                                                                                   | 一部の土地等の価額を軽減<br>公共性の高い駐車場の評価額を時価の2分の1に、商業ビル周辺等の歩行用空地の評価額を時価の3分の2にそれぞれ軽減。        | すべてが特例の対象になるわけではなく、公共性の高いものに限定。                                    |
| 住宅取得促進税制                          | 適用対象者の所得要件<br>3000万円以下                                                                                                                                         | 同左<br>2000万円以下                                                                  | 見直しのうえ適用期限を平成8年12月31日まで2年間延長。                                      |
| 消費税<br>限界控除制度                     | 課税売上高が3000万円超5000万円未満の事業者は本来納付すべき消費税額が下記の算式により減額される。<br><br>$\text{その課税期間において本来納付すべき税額} \times \frac{\text{その課税期間における課税売上高} - 5000 \text{万円}}{2000 \text{万円}}$ | 廃止。                                                                             | 平成9年4月1日より実施。中小事業者向けの特例措置縮小が実施される一環。                               |
| 新設法人の免税規定                         | 設立後2年以内の新設法人は免税事業者として消費税の納付義務なし。                                                                                                                               | 新設法人であっても資本金が1000万円以上であれば、課税事業者として消費税を納付しなければならない。                              | 平成9年4月1日より実施。設立3年後に前々年度の課税売上高をみて課税事業者か非課税事業者かを区別。                  |
| 簡易課税制度                            | 課税売上高が4億円以下の事業者には、みなし仕入れ率（60%～90%）が適用される。                                                                                                                      | 適用上限が引き下げられ、課税売上高が2億円以下の事業者に限定される。                                              | 平成9年4月1日より実施。本則に基づき消費税を納める必要のある事業者の範囲が拡大。                          |
| 租税特別措置<br>エネルギー需給構造改革<br>推進投資促進税制 | 青色申告法人が、エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合には、そのエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の30%（または15%）に相当する金額の特別償却が認められるもので、取得価額の最低限度は中小企業の場合160万円。                      | 対象設備の範囲が縮減されるとともに、中小企業用設備に係る取得価額の最低限度が200万円に引き上げられる。                            | 平成8年3月31日までの措置。この特別償却制度に代えて特別税額控除制度を選択することができる。（措置法42条の5関係）        |
| 中小企業等基盤強化税制                       | 青色申告の特定中小企業者等が、特定事業基盤強化設備の取得等をし、事業の用に供した場合には、その取得価額の初年度30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除の選択適用が認められる。                                                                     | 卸売業、小売業、飲食店、一定のサービス業を営む大企業の対象資産の基準取得価額が取得価額の100分の75相当額となるとともに、対象設備の範囲の見直しが行われる。 | 措置法42条の7関係。改正のうえ平成9年3月31日まで適用期限を2年延長。                              |
| 中小企業者等の機械の特別償却                    | 青色申告の中小企業者等が一定の機械および装置で製作または建設後事業の用に供されることがないものを取得し、指定事業の用に供した場合その機械および装置の償却割合は100分の13。対象資産の取得価額の最低限度は200万円。                                                   | 償却割合が100分の11に引き下げられるとともに、対象資産の取得価額の最低限度が220万円に引き上げられる。                          | 措置法45条の2関係。改正のうえ平成9年3月31日まで適用期限を2年延長。                              |

| 税目および項目                                                                                                                                                   | 現 行 | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 備 考                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>中小企業の創業および研究開発等の支援による創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(仮称)の制定に伴う措置。</p> <p>特別償却等</p> <p>欠損金の繰越控除</p> <p>負担金の特別償却等</p> <p>特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例</p> <p>地価税の非課税措置</p> |     | <p>①右記の中小企業者等が取得する機械装置について一定の要件の下に、取得価額の100分の30の特別償却または取得価額の100分の7の特別税額控除が認められる。なお、リース資産についてはこれを使用する中小企業者等に対してリース料を基準として、上記の措置に準じた措置が講じられる。</p> <p>②同法の研究開発等計画の認定を受けた中小企業者の研究開発等計画の認定の日を含む事業年度から設立後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金について、一定要件の下で繰越控除期間が7年間となる措置が講じられる。</p> <p>③同法の研究開発等計画の認定を受けた組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却が認められ、試験研究費等の税額控除、同負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳が認められる。</p> <p>④中小企業事業団からの貸付等を受けて行う同法に基づく施設集団化事業が、特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の適用対象に加えられる。</p> <p>⑤同法に基づく施設集団化事業により協同組合等が取得した土地等が、協同組合等が中小企業事業団の融資を受けて中小企業構造の高度化事業のために取得した土地等についての地価税の非課税措置の適用対象に加えられる。</p> | <p>(イ)直前の事業年度における試験研究費の収入金額に対する割合が一定割合以上の者。</p> <p>(ロ)臨時措置法の特定の中小企業者に該当する者で、設立、事業開始後5年以内のもの。</p> <p>(ハ)臨時措置法の研究開発等計画の認定を受けた者。</p> <p>課税繰延割合…100分の80</p> |
| 地震防災対策用資産の特別償却                                                                                                                                            |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 特定対内投資事業用資産の割増償却                                                                                                                                          |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 下請中小企業振興準備金等                                                                                                                                              |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 伝統的工芸品産業振興準備金等                                                                                                                                            |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 中小企業知識融合開発準備金等                                                                                                                                            |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 開墾地等の農業所得の免税                                                                                                                                              |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例                                                                                                                                       |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 山林を現物出資した場合の納期限の特例                                                                                                                                        |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
| 日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減                                                                                                               |     | 廃止。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |



地方税関係

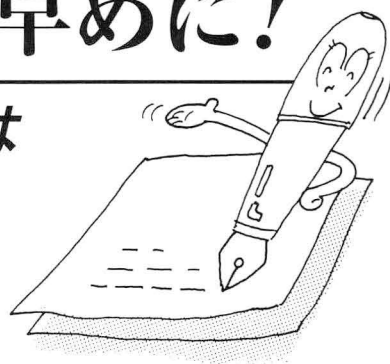
| 税目および項目                                      | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 備 考                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人住民税<br>制度減税                                | 税率および適用課税所得<br>(税率) (適用所得金額)<br>5% 160万円以下の金額<br>10% 550 //<br>15% 550万円超の金額<br>人的控除<br>基礎控除 31万円<br>配偶者控除 31万円<br>(老人控除対象配偶者に係<br>るもの 36万円)<br>配偶者特別控除 31万円<br>扶養控除 31万円<br>(老人扶養親族に係るもの<br>36万円)<br>(特定扶養親族に係るもの<br>39万円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 適用課税所得の緩和<br>(税率) (適用所得金額)<br>5% 200万円以下の金額<br>10% 700 //<br>15% 700万円超の金額<br>人的控除の引上げ<br>同左 33万円<br>// 33万円<br>(// 38万円)<br>// 33万円<br>// 33万円<br>(// 38万円)<br>(// 41万円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成6年分の所得について平<br>成7年7月分(6月分は徴収<br>されない)より11カ月で分割<br>徴収される。                                                                                                                                                                           |
| 固定資産税<br>課税標準の特例措置<br>(負担調整措置の拡充に<br>よる臨時特例) | (小規模住宅用地)<br>① 6年度価格×1/6 (注1)<br>② 5年度課税×負担調整率<br>(一般住宅用地)<br>① 6年度価格×1/3 (注1)<br>② 5年度課税×負担調整率<br>標準額<br>上 昇 率 (注2) 負担調整率<br>1.8倍以下 1.05<br>1.8倍超～2.4倍以下 1.075<br>2.4倍超～3 倍以下 1.1<br>3 倍超～5 倍以下 1.15<br>5 倍超 1.2<br>①、②のいずれか低い額<br>(非住宅用地)<br>① 6年度価格 (注1)<br>② 5年度課税<br>標準額×負担調整率<br>上 昇 率 (注2) 負担調整率<br>1.8倍以下 1.05<br>1.8倍超～2.4倍以下 1.075<br>2.4倍超～3 倍以下 1.1<br>3 倍超～5 倍以下 1.15<br>5 倍超～9 倍以下 1.2<br>9 倍超 1.25<br>①、②のいずれか低い額。<br>(注1) 5年度課税標準額に対<br>する上昇率が1.8倍を超える<br>場合は、上昇率の区分に応じ、<br>①の価格等に次の率を乗じた<br>額が6年度価格。<br>・上昇率1.8倍超～4.0倍以下<br>の場合…3/4<br>・上昇率4.0倍超～7.5倍以下<br>の場合…2/3<br>・上昇率7.5倍超の場合<br>…1/2<br>(注2)<br>上昇率 = $\frac{6\text{年度価格等(①の額)}}{5\text{年度課税標準額}}$ | 平成7年度および8年度の2<br>年度間に限り、評価の上昇率<br>に応じた臨時的な以下の課税<br>標準の特例措置が実施される。<br>評価の上昇率(宅地) 課税標準<br>2.4倍超～4.8倍以下 価格の3/4<br>4.8倍超～6 倍以下 // 3/5<br>6 倍超 // 1/2<br>(注) 上昇率は住宅用地の場<br>合、住宅用地に係る課税標準<br>の特例措置(小規模住宅用地<br>にあっては6年度価格の1/6、<br>一般住宅用地にあっては同価<br>格の1/3)適用後の上昇率。こ<br>の措置による固定資産税の負<br>担調整率は以下のとおり。<br>(住宅用地)<br>評価の上昇割合 負担調整率<br>4.8倍以下 1.05<br>4.8倍超～15倍以下 1.075<br>15 倍超～18倍以下 1.1<br>18 倍超～30倍以下 1.15<br>30 倍超 1.2<br>(非住宅用地)<br>評価の上昇割合 負担調整率<br>3.2倍以下 1.05<br>3.2倍超～10倍以下 1.075<br>10 倍超～12倍以下 1.1<br>12 倍超～20倍以下 1.15<br>20 倍超～36倍以下 1.2<br>36 倍超 1.25<br>(注) 評価の上昇割合とは、平<br>成6年度評価額を原則として<br>3年度評価額で除して得たも<br>のをいう。 | 小規模住宅用地とは住戸1戸<br>あたり200㎡分までの住宅用<br>地、一般住宅用地とは小規模<br>住宅用地(200㎡)を超える部<br>分の住宅用地をいう。<br><br>今回の臨時特例により住宅<br>地、非住宅用地の税負担の前<br>年比増加率は以下のとおりと<br>なる。<br>平成6年度 平成7、8年度<br>5～7.5%増→ 5%増<br>10～15%増→ 7.5%増<br><br>左記の措置は、都市計画法に<br>も同様に講じられる。 |



株式会社1000万円／有限会社300万円

# 最低資本金 増資等の登記はお早めに！

配当可能利益による増資は  
早急な対応を



平成2年の商法改正により、平成3年4月1日から最低資本金制度が導入されて約4年が経過しました。

しかし、株式会社1000万円、有限会社300万円の基準をいまだに満たしていない会社が多数存在しています。

最低資本金を満たしていない株式会社と有限会社は、平成8年3月31日までの猶予期間が経過すると解散したものみなされ、それ以後は事業活動を行ううえで多大な悪影響を被ることとなります。(表参照)したがって、増資や組織変更といった対応策を猶予期間内にとらなければなりません。株式会社の増資方法のうち、早急な対応が必要なものとして「配当可能利益の資本組入れによる増資」が挙げられます。

今回、これらを中心に解説することにしましょう。

## 1 配当可能利益の 資本組入れによる増資の概要

「配当可能利益の資本組入れによる増資」とは、定時株主総会において計算書類の一つである利益処分案を承認する決議により、株式会社に留保されている配当可能利益の全部または一部を資本に振替えることをいい、新株を発行しない増資のことです。

ここで、配当可能利益とは、配当できる利益のことをいい、会社の純資産額（総資産額から総負債額を控除した額）から、①資本の額 ②資本準備金および利益準備金の合計額 ③その決算期に積立てることを要する利益準備金の額、を控除した額をいい

〈表〉最低資本金に達していない既存会社の経過措置



|   | 期 限                       | 経 過 措 置                                                 |
|---|---------------------------|---------------------------------------------------------|
| 1 | 平成3年4月1日<br>(猶予期間5年間)     | ・改正商法施行<br>(増資、組織変更による対応可能)                             |
| 2 | 平成8年3月31日                 | ・猶予期間の終了                                                |
| 3 | 平成8年4月1日以降<br>(登記期間2か月)   | ・官報による法務大臣の警告(公告)<br>・登記所からの通知<br>(増資、組織変更による対応可能)      |
| 4 | 平成8年5月31日                 | ・登記期間の終了                                                |
| 5 | 平成8年6月1日以降<br>(復活可能期間3年間) | ・みなし解散<br>・登記官の職権による解散登記<br>(清算会社の権利義務を有する)<br>(会社復活可能) |
| 6 | 平成11年6月1日以降               | ・復活可能期間終了<br>(会社消滅、会社継続不可能)                             |

ます。また、開業準備費、試験研究費、開発費を繰延資産として計上している場合、その合計額が既に積立てた資本準備金、利益準備金およびその期に積立てる利益準備金の合計額を超えるときはその超過額、を控除した額をいいます。



有限会社の場合には、有限会社法上、配当可能利益の資本組入れという制度が設けられておらず、商法の規定も準用されません。したがって、有限会社が最低資本金をクリアするためには、現金出資と現物出資しか方法がありません。有限会社において、株式会社の配当可能利益の資本組入れと同様の効果を得るためには、利益処分において通常の利益の配当を行い、その後株主割当増資により、株主から配当金を資本の払込みとして払込む方法しかありません。しかし、このままだと所得税法上、配当課税の対象となるため、最低資本金を満たすための増資に限り、特例としてこれを非課税とする規定が設けられました。

なお、この特例措置は、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に、有限会社から支払いを受ける利益の配当について適用されます。

## 2 増資に際しての留意事項

株式会社に配当可能利益がある場合、増資手続きとして、定時株主総会で利益処分の承認を得るだけで行うことができますので簡単にできます。

ただし、配当可能利益の資本組入れは、定時株主総会の利益処分によらなければ行うことができない関係上、年1回に限られます。

たとえば、3月期決算会社であれば平成7年3月期、12月期決算会社であれば平成7年12月期にかかる定時株主総会が最後のチャンスとなり、それ以後は「みなし配当の非課税特例」の適用が受けられなくなります。また、みなし解散の危険もあります。万一、時期を失した場合には、事業年度を変更して定時株主総会の開催時期を変更するしかありません。

## 3 みなし配当の非課税特例等

配当可能利益の資本組入れがあった場合、利益準備金の資本組入れの場合と同様、税務上、みなし配当が発生します。通常、みなし配当が発生した場合には、みなし配当にかかる源泉所得税の取扱いがありますが、平成8年3月31日までに行う最低資本金に達するまでの資本組入れについては、みなし配当について非課税の取扱いが適用されます。

また、最低資本金に達するまでの増資登記の登録免許税は、猶予期間に限り、株式、有限会社とも増加資本金額の1000分の7から1000分の3.5に減免されます。

## 4 その他

株式会社の増資方法は、①現金出資（株主割当および第三者割当）②現物出資（株主割当および第三者割当）③配当可能利益の資本組入れ ④利益準備金の資本組入れ ⑤資本準備金の資本組入れ、の5種類があります。

したがって、増資により最低資本金を達成する場合は、いずれかの増資方法を選ぶか、または、複数の増資方法を組合わせて行うことになります。なお、猶予期間内であれば、2回以上の増資により最低資本金を達成することができます。また、授權資本の枠だけでは最低資本金をクリアできなくても、準備金や配当可能利益を抱合わせた増資（抱合せ増資）を利用することにより増資を1回で達成することも可能です。その他、準備金や配当可能利益がない場合には、株式の割増発行（現金出資）により、授權枠を気にせず1回の増資で最低資本金をクリアすることもできます。（注）

有限会社の増資については、授權枠の規定がなく、現金出資または現物出資により1回の増資で最低資本金をクリアできます。

（注）株式会社の増資方法が、株式の割増発行による場合、通常、第三者割当増資によることは困難であり、株主割当増資となると思われます。

## 短歌 俳句欄

### 短歌

(株)飯田機械産業 飯田 重利

冬枯れの丘に神樹の銀杏二本

もみぢ葉残し夕つ日に映ゆ

丘の上の高層ビルが疾風<sup>はやて</sup>止み

澄む夕空を分けて灯ともる

(株)久美堂 井之上久子

「成田山」五十回忌の法会あり

五百余の遺族に吾もまじりて

戦歿の五十回忌に親みえず

「歳月無量」に縁故者も老ゆ

(株)八木商店 八木きよ子

妹の無事をたしかめて電話おく

阪神震災身ぢかに思ふ

春を呼ぶうた歌ひつつ雛の日に

孫の湯上りふいてやりたり

### 俳句

(株)宝永堂 三橋 國民

谷口青柳寺 故城太郎上人を偲んで

虫穴を出づる音らし寺うしろ

寒あけの篝<sup>かど</sup>の火いろみつめてる

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

白鳥や波立つ川辺春浅し

寢息する米寿の実母に風光る

(株)三興 澁谷 清

あきらめのなほ諦めの春窮す

一輪づつ枝垂れ紅梅咲きさがる

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武

藪椿斜陽の湖に人の影

托鉢の尼僧にやさし春の雪

(株)岩澤商会 岩澤 正義

春炬燵片よせ酒盃交しけり

三昧の音の窓ふり仰ぐ春の宵

(有)今井事務所 今井 順子

地に落ちて顔をそむけぬ紅椿

地震<sup>ない</sup>去りて崩れし土手に露のとう

(株)昌電舎 佐瀬さち子

芽吹くとき気風漲る天神社

春予感まなこ遠くへ展けゆく

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

わらべ唄声の高さに冬の薔薇

水仙の陽だまりに居る風邪ごこち

(有)加藤電気 加藤美恵子

ほほ染めし赤いマントの孫を受く

葱取りて足に重たき桐の下駄

丸昭シルク(株) 堀内 判子

ひなの日か予定日ひたすら孫をまつ

いでゆの夜ぼんぼり提灯小雪まう

(株)堤ビル 堤 敏子

禱ることひとつふやして春の星

来し方に区切りをしかと梅の冷え

町田レジン工業(株) 中丸 祐昌

母の忌の空の青さや柚子たわわ

孫負いし友の顔ありどんだの火

# 最低資本金達成のための タイムリミットが目前に迫りました

——株式会社1,000万円・有限会社300万円——

## 本当に最後のチャンスです。(配当可能利益の資本組入れの場合)

平成3年4月1日に最低資本金制度が導入されて、はや4年。猶予期限の平成8年3月31日が、もうそこまで迫っています。

特に、「配当可能利益の資本組入れ」による増資（非課税）は、年1回の定時株主総会でしか行えません。例えば、会社の決算期が3月であれば、今年5月の定時株主総会が最後のチャンスです。

## そのままにしておくと、営業はできません。(みなし解散の場合)

平成8年3月31日までに最低資本金を満たさなかった株式会社と有限会社は、官報による法務大臣の公告（警告）があり、その後2カ月を経過した日に解散したものとみなされます。（本誌24ページに関連記事掲載）

「みなし解散」とされた場合、その後3年以内なら会社を復活させることができますが、復活のためには大変な困難を伴い、またそれまでは、会社の事業活動は解散の事務手続きの範囲内に限られます。従って、通常の営業活動はできなくなりますので、従業員や取引先などに深刻な影響を与えることとなります。また、税務上の取り扱いも、交際費の損金算入などの適用が受けられなくなるなど、大きく制限されます。

## 増資等の登記はお早めに！

増資の方法や手続きについては、顧問税理士さん等にご相談いただくとともに、最寄りの法務局（東京法務局町田出張所・中町1-23-4・電話22-2414）の窓口でお尋ね下さい。

町田市の相談窓口は

町田市役所市民相談室で毎月第3木曜日午後1時30分から4時まで  
司法書士さんが登記関係相談を受けています。予約制ではないので  
お気軽においで下さい。



法人会のシンボルマークです。  
カラーはマリンブルー。

社 団 法 人 町田法人会会報 第51号

発 行 年 月 日 平成7年4月20日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 石井儀一

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

「がん」と「介護」、どちらの保険に入るべきか？やっぱ

り一番怖いのがんじゃない？家族のことを考えたら、まず

介護保険だろう。何といつても日本は世界一の長寿

国！がん死亡者

の20倍！

無制限

社長は

性があ

がいいと

たぞ。家族は

でも俺は誰が

んだ？…。この会社もいよいよ生涯福祉の導入か！

やっぱり私たち社員のこと、考えてくれるん

だね。若い人ほど保険料が安いんだって。急がなくなちゃ！



#### 法人会厚生制度

総合保障型

### スーパーがん保険

〈がん〉を克服し、生きるための  
保障が充実。

保障例(ご契約1口につき ご本人の場合)

|         |             |             |
|---------|-------------|-------------|
| 診断給付金   | 一時金として      | 100万円       |
| 入院給付金   | 無制限         | 一日につき 1万5千円 |
| 在宅療養給付金 | 無制限         | 一退院につき 20万円 |
| 通院給付金   |             | 一日につき 5千円   |
| 死亡保険金   |             | 150万円       |
| 月払保険料   | 30歳・個人契約の場合 | 1,790円      |
|         | 30歳・家族契約の場合 | 2,540円      |

※1人通算4口までご契約になれます。(65歳以上の方は3口までです)※診断給付金、死亡保険金については、満65歳以上の場合それぞれ半額になります。

#### 法人会厚生制度

新登場

### スーパー介護定期保険

誰もが直面している痴ほうや寝たきり、  
高度障害に備える充実の保障。

保障例(85歳満期・65歳全期払・100万円コース)

|            |          |                  |
|------------|----------|------------------|
| 痴ほう 要介護状態  | 介護年金 無制限 | 100万円            |
| 寝たきり になったら | 介護一時金    | 100万円            |
| 高度障害になったら  | 高度障害年金   | 100万円            |
|            | 高度障害一時金  | 100万円            |
| 死亡されたとき    | 死亡保険金    | 経過年数による<br>所定の金額 |
| 月払保険料      | 30歳・女性   | 3,010円           |
|            | 35歳・男性   | 3,860円           |

※介護年金を年額800万円まで大きくできます。※高度障害年金、一時金のお支払いは所定の年齢までとなります。※被保険者が「介護年金」「高度障害年金」のお支払い対象となられた場合、保険料の払込みは免除されます。

◎法人会会員企業の従業員・役員であれば、お一人様からでもご契約になれます。◎社員への福利厚生制度としてご利用いただけます。

◎保険料は契約時の年齢で決まりますので、早めのご契約をおすすめします。◎退職されてもご継続できます。

●お問い合わせは引受保険会社へ



アメリカンファミリー生命保険会社

アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オフ コロラド  
八王子支社 〒192 八王子市東町9-10 安田生命八王子ビル4F  
☎0426(44)0371

担当推進員

石沢 友子  
小笠原まゆみ

一柳 精子  
清水 和代

伊藤 光代  
山本久美子

(50音順)